

久喜市児童館条例施行規則の一部を改正する規則

久喜市児童館条例施行規則（平成２２年久喜市規則第９７号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「（小学校就学前子どもを除く。）」を「（小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）に就学する前の子どもを除く。）」に改める。

様式第２号を次のように改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。